

令和2年度
第9回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和2年12月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和2年度第9回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和2年12月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和2年12月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和2年12月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	令和2年12月25日 14時31分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 16名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	▲
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	▲	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 5番	國 司 功	議席番号 7番	熊 澤 威 人
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	遠 藤 竹 弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主事	古 川 裕 太		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をいたします。総会資料の2ページをご覧ください。議席番号6番大森直子委員は所用のため、議席番号13番高橋由則委員は体調不良のため、以上2名の欠席となります。出席委員は18名中16名と出席となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和2年度第9回八幡平市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、5番 國司功 委員と、7番 熊澤威人 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、本総会の会期についてお諮りいたします。

本総会の会期は令和2年12月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、令和2年12月25日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第9回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の3ページをお開き下さい。第9回運営委員会報告を致します。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、並びに4項目の協議を行いました。

始めに3報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和2年12月以降の主な会議 行事 等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

2項目め。令和3年度農作業労賃標準額検討委員会委員の推薦についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、1月12日（火）午前10時00分に決定となりました。

2項目め。議案【耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定】の上程についてとなります。内容について協議を行ったところ記載のとおり決定され、本日の総会に議案として上程されるものです。

3項目め。令和2年度第9回総会についてとなります。本日の第9回総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。なお、併せて農地利用最適化推進検討会の開催について協議を行い午後2時30分からの開催と決定され、同じく農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

次のページの左上、4項目め。農業委員・推進委員改選の取り組みについてとなります。内容について協議を行ったところ、10ページの中ほどに記載のとおり決定されましたが、改めて本日の第9回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして、5情報提供等となります。

事務局からの情報提供等は無く、1名の運営委員から情報提供が出されました。情報提供の内容は12/8に出席した「令和2年度農業経営セミナー認定農業者交流研修会」に関する報告と、県内市町村で進められているマスタープランに関する感想が述べられ、農作業労賃に関する情報提供も行われました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和2年度第9回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和2年12月25日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第9回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局 (佐々木和查係長)

それでは、総会資料の 12 ページをご覧ください。

令和 2 年 11 月 25 日から令和 2 年 12 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番から、かた括弧 5 番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧 6 番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は 12 月 14 日の月曜日でございます。13 件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、2 番委員 日戸重雄 委員、9 番委員 菊田健生 委員、11 番委員 藤村勇三 委員、19 番委員 山本範夫 委員の 4 名でございます。また、事務局からは高橋主事と私の 2 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

かた括弧 7 番ですが、先月に農業振興地域内の現地調査を行いました。報告していませんでしたので、この場を借りて報告させていただきます。現地調査の調査日は 11 月 2 日の月曜日でございます。23 件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、農業委員の 1 番委員 三浦美恵子 委員、3 番委員 小山田和義 委員、11 番委員 藤村勇三 委員、推進委員の 24 番委員 羽澤敦志 委員の 4 名でございます。また、事務局からは澤口主事、高橋主事の 2 名、農林課から佐藤係長と下川主任の 2 名が随行しております。なお、こちらの現地調査は後に行われます議案審議の中で関連がございます。

それでは、業務報告は以上となります。

議長 (山本会長)

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長 (山本会長)

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は8件となっております。

申請番号1、大更第38地割22、田、259㎡を含む15筆、63,879.3㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号2、田頭第3地割37、田、839㎡を含む4筆、3,328㎡です。使用貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3、田頭第7地割154-1、畑、623㎡を含む28筆 33,586㎡です。親子間の使用貸借権の設定です。申請地は今まで世帯で田は牧草と水稲を、畑は野菜を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号4、平館第28地割15-1、田、2,918㎡を含む11筆、10,264㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稲と野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号5、晴山2-1、畑、3,179㎡を含む17筆、19,247㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稲と野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号6、大更第25地割185-3、畑、377㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号7、堀切第14地割10-1、畑、674㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が大豆を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号8、松尾寄木第16地割153、田、2,981㎡を含む5筆、10,332㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については4～6ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1～2ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号2番 日戸重雄 委員に願います。

2番（日戸委員）

2番 日戸重雄です。

申請番号1番ですが、位置は八幡平市総合運動公園から東に約3.4km以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は西根中学校から西に約1kmの地点です。使用貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、田頭小学校から西に約1kmの地点と寄木小学校を中心に約1.6km以内に点在し、また岩手山S.Aから西へ約1.1kmの地点です。親子間の使用貸借権の設定です。申請地はこれまで、世帯で田は牧草と水稲を畑は野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は平舘高等学校から西に約1.1km以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が水稲と野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号5番ですが、位置は安代I.Cから北東に約3.2km以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が水稲と野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号6番ですが、位置は、JR大更駅から北東へ約500mの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号7番ですが、位置は、西根第一中学校から南へ約600mの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が大豆を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。申請番号8番ですが、位置は、寄木小学校から西へ約1.1kmの地点です。

売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稲を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第2号『農地法の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1、大更第18地割15-1、田、645㎡です。

変更前は、一般住宅を建設する目的で申請された案件で、昭和57年に許可されたものです。変更内容ですが、申請地に隣接する場所で自動車修理、販売業を営んでいる者が駐車場を敷設しようとするものです。変更の経緯ですが、当初の転用事業者は住宅建設のために転用許可を得ましたが、宅地造成に予定以上の費用が掛かり、資金面の都合により造成工事のみで中断していたということです。その後、新築で同居予定であった母親も亡くなり、事業完了の見込みが立たずに現在まで経過しておりましたが、隣接地で自動車修理業を営んでいる者が、以前から駐車場を拡張するための土地を探しており、事業内容の変更をし、駐車場を敷設したいとのことでした。

関係資料の3ページをご覧ください。農地区分は都市計画法上の用途地域内にある農地で第3種農地と判断され、転用許可条項において第3種農地は原則許可となります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号9番 菊田健生 委員にお願いします。

9番 (菊田委員)

9番の菊田健生です。

申請番号1番ですが、位置は、大更小学校から南西へ約500mの地点です。

昭和57年に許可を得た転用事業計画では、一般住宅の建設を予定していましたが、造成工事に予定以上の経費がかかり自宅を建設できないでいたところ、隣接地で自動車修理・販売業を営んで

いる転用事業者が駐車場の拡張を希望しており、事業計画の変更を行いたいとのことでありました。

申請地は、転用許可日から 38 年以上経過し、計画通りの住宅の建設を行っていなかったことは遺憾ではありますが、新たな計画により、確実に事業を遂行することが見込まれること、及び申請地は都市計画法上の用途地域内に位置しており、転用許可条項においては原則許可となるため、農地転用事業計画変更は承認できるものと判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決いたします。この案件について、『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 2 号『農地法の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について』は、『可』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 10 ページをお開きください。今月の申請は 3 件になります。

申請番号 1、大更第 18 地割 15-1、田、645 m²です。こちらは先ほどの議案第 2 号で申請された事業計画変更に関する案件でございます。転用の目的は、売買による駐車場の敷設となっております。内容は、駐車場、通路が計画されております。

申請番号2、田頭第19地割155-2、田、451㎡を含む3筆、1,020㎡です。転用の目的は、売買による農家住宅の建設となっております。内容は、農家住宅、パイプテント倉庫、農業用作業所が計画されております。

申請番号3、大更第1地割264-10、畑、2812㎡です。転用の目的は、売買による資材置場の敷設となっております。内容は、資材置場、駐車場、通路、プレハブ置場が計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分ですが、申請番号1は、都市計画法上の用途指定地域に該当することから第3種農地となり、第3種農地は原則許可となっております。

申請番号2は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路に面しており、申請地から500m以内に2つ以上の公共・公益的施設があることから第3種農地と判断され、第3種農地は原則許可となっております。

申請番号3は、申請地から300m以内に駅・役場等の公共施設・インターチェンジ等がある農地で第3種農地となり、第3種農地は原則許可となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号9番 菊田健生 委員にお願いします。

9番（菊田委員）

9番の菊田健生です。

申請番号1番ですが、先ほどの転用事業計画変更を申請した案件になります。位置は、大更小学校から南西へ約500mの地点です。転用の目的は、売買による駐車場の敷設です。現況は、一般住宅を建設予定であった所有者が造成工事を行った状態で、不耕作となっております。申請土地は、申請人が自動車整備業で使用している駐車場の隣接地であり、駐車場を拡張するのに適した場所のため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、都市計画法上の用途地域内の農地で、第3種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

申請番号2番ですが、位置は、田頭小学校から北東へ約170mの地点です。転用の目的は、売買による農家住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、近くに学校があり、平坦で造成が容易な土地で、売買の同意も得られたため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、上下水道管が埋設された幅員4m以上の道路に面しており、500m以内に2つ以上の公共・公益的施設があることから第3種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

申請番号3番ですが、位置は、東北自動車道西根インターチェンジから西へ約200mの地点です。転用の目的は、売買による資材置場の敷設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。申請土地は、東北自動車道西根インターチェンジに近く、土地所有者と合意できたため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、300m以内にインターチェンジがある農地で、第3種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをお開きください。今月の申請は1件になります。関係資料3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、比路平30-34、畑、2,535㎡を含む3筆、14,118㎡です。現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号9番 菊田健生 委員にお願

いします。

9 番（菊田委員）

9 番の菊田健生です。

申請番号 1 番ですが、位置は、JR 田山駅から北へ約 2.3～2.5 k m の地点です。現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、耕作するには立地条件が悪く不耕作となり、昭和 50 年頃より山林化してしまったとのことでした。

申請地は非農地化されてから 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第 2 条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決します。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 4 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 5 号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 5 号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 14 ページをご覧ください。令和 2 年 10 月 20 日付で八幡平市長から農地・非農地の判断

を求められている案件は 20 件ございます。先月が松尾地区、西根北地区の農業振興地域外の非農地判定を行いました。今月は市内全域の農業振興地域内の農地について、山林化・原野化しており、かつ周辺の状況を考慮して農振を外しても影響のないと判断された農地を非農地判定していきます。農林課では令和 3 年度に農振地区の定期見直しを行います。今回の非農地判定を経て、農振を外す作業に入ります。なお、業務報告において報告したとおり、令和 2 年 11 月 2 日、月曜日に現地調査を実施しておりますが、その段階では件数は 23 件でしたが、そのうち 3 件は非農地と判定するにはそぐわないと判断し、今回の議案には提案しておりません。

件数が多いので、申請地の地番のみの紹介とさせていただきます。別冊の関係資料の 15 ページ以降にて地図も表示しております。

番号 1 番、大更第 42 地割 87-16 です。番号 2 番、大更第 42 地割 87-17 です。番号 3 番、堀切第 1 地割 10-160 です。番号 4 番、西根寺田第 17 地割 39-1 です。番号 5 番、西根寺田第 17 地割 40-2 です。番号 6 番、赤坂田 187 です。番号 7 番、小屋畑 133 です。番号 8 番、小屋畑 137-84 です。

議案の 15 ページになります。

番号 9 番、小屋畑 138-158 です。番号 10 番、小屋畑 158 です。番号 11 番、曲田 378-1 です。番号 12 番、古屋敷 100-116 です。番号 13 番、目名市 15-1 です。番号 14 番、目名市 15-3 です。番号 15 番、目名市 17-2 です。番号 16 番、目名市 17-3 です。

議案の 16 ページになります。

番号 17 番、目名市 83-1 です。番号 18 番、田の沢 2-2 です。番号 19 番、田沢 106-1 です。番号 20 番、兄川 288-1 です。

今回の 20 件はすべて、令和 2 年 8 月 31 日までに実施した農地法第 30 条に基づく利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判断した農地となっております。現地調査にあたりましての農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準については、平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号による農林水産省経営局長通知の「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」に従い、1、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合 2、1 以外の場合であって、その土地の周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合の 2 点の観点で調査委員が判断していることを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 11 番 藤村勇三 委員にお願いします。

11 番（藤村委員）

11 番の藤村勇三です。

農地・非農地の判断に係る現地調査の報告をいたします。件数が多いので、位置については関係資料 別冊 農地・非農地判断を用いて説明します。

別冊の関係資料の 6 ページをご覧ください。番号 1 番と 2 番は東大更駅から北東に約 2.1 km の地点です。次の 7 ページをご覧ください。番号 3 番は、平館小学校から東へ約 3.0 km の地点で

す。次の8ページをご覧ください。番号4番と5番は寺田小学校から南西に約700mの地点です。次の9ページをご覧ください。番号6番は赤坂田駅から南西に約600mの地点です。次の10ページをご覧ください。番号7番から10番までは小屋畑駅を中心に半径約1.2km以内に点在しております。次の11ページをご覧ください。番号11番と番号13番から18番までは安代インターチェンジを中心に半径約2.9km以内に点在しております。次の12ページをご覧ください。番号12番は安代総合支所から東に約2.8kmの地点です。次の13ページをご覧ください。番号19番は田山支所から南東に約2.6kmの地点です。次の14ページをご覧ください。番号20番は兄畑駅から南に約5.2kmの地点です。いずれの農地も、周辺を山林に囲まれ、既に山林の状態、農地への復元が著しく困難であると思われま。

以上のことから、今回現地調査を行った全て農地は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない「非農地」とであると判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決します。この案件について、非農地と判断することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第5号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』は、非農地と判断することに決定いたしました。

○議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の18ページをご覧ください。今月の申請は、201件となっております。

申請番号1番から148番までは賃貸借権の再設定、149番から175番までは使用貸借権の再設定で18～52ページが更新分になります。なお、賃貸借権の再設定2, 3, 6, 7, 10, 13, 18, 19, 26, 28, 32, 38, 42, 62, 69, 73, 77, 78, 83, 86, 101, 104, 107, 110, 124, 129, 138, 140, 143, 147、使用貸借の再設定153, 154, 157, 159, 160, 165, 167, 170, 171につきましては、未相続地につき相続人の同意書が添付されております。

それでは、新規の議案について説明いたします。議案の53ページをご覧ください。

初めに、賃貸借権の設定です。申請番号176、松尾寄木第1地割1498、(田1,049㎡)を含む3筆(3,025㎡)です。申請番号177、平館第29地割33-1、(田1,585㎡)を含む3筆(5,622㎡)です。申請番号178、松尾第24地割181-1、(田600㎡)を含む4筆(6,056㎡)です。申請番号179、平館第3地割71-9(畑3,414㎡)を含む2筆(7,798㎡)です。申請番号180、荒木田第13地割253-1、(田1,238㎡)を含む2筆(2,902㎡)です。申請番号181、松尾第16地割153、田、807㎡です。なお、共有地の農地につき共有者の同意書が添付されております。申請番号182、松尾第16地割150-3、(田2,970㎡)を含む3筆(4,499㎡)です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。申請番号183、小柳田430、(田892㎡)を含む3筆(2,642㎡)です。申請番号184、吠田49-1、田、1,823㎡です。申請番号185、上の山387、田、1,079㎡です。申請番号186、小柳田320、(田408㎡)を含む3筆(4,129㎡)です。申請番号187、目名市94(田1,799㎡)を含む3筆(5,256㎡)です。申請番号188、谷地中54、(田1,186㎡)を含む2筆(2,369㎡)です。申請番号189、石名坂185、田、1,749㎡です。申請番号190、野駄第3地割97、田、721㎡です。申請番号191、野駄第20地割22、(田、512㎡)を含む6筆(3,002㎡)です。

次に、使用貸借権の設定です。56ページをご覧ください。申請番号192、松尾第15地割84-1(田1,542㎡)を含む4筆(5,068㎡)です。申請番号193、寺志田66-1、(田1,251㎡)を含む2筆(1,473㎡)です。

次に、売買による所有権の移転です。56ページの下段をご覧ください。申請番号194、帷子第16地割54-47、畑、3,156㎡です。申請番号195、平館第18地割101、田、239㎡です。

次に、中間管理事業を活用した所有権移転です。57ページの上段をご覧ください。筆別明細は、77ページです。申請番号196、大更第37地割226-1、田、1,837㎡を含む8筆、13,679㎡です。申請番号197、平館第28地割45、畑、62㎡を含む8筆、4,624㎡です。申請番号198、大更第29地割347-2、田、2,360㎡を含む3筆、6,775㎡です。申請番号199、平館第12地割111、田、496㎡を含む40筆25,457㎡です。なお、申請番号196、197については、所有権移転が行われたあとに、新たな担い手へ農業公社が売り渡し予定であることを申し添えます。また、申請番号198、199については一時貸付が満了となり、所有権移転が行われるものであります。

最後に、中間管理事業を活用した賃貸借権の設定です。筆別明細は、79ページです。申請番号200、帷子第14地割43-1、田、1,493㎡を含む8筆、11,799㎡です。申請番号201、大更第15地割5-3、田、9,704㎡を含む35筆、34,175㎡です。申請番号200、201については、令和2年11月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地で、一時貸付となり3年後の令和5年中に、所有権移転が行われる予定であることを申し添えます。

申請地の明細については次の58～79ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の

各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第18条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号43番と157番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号4番 高橋正志 委員の退席を求めます。

（4番 高橋正志 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号43番と157番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号43番と157番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号43番と157番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号4番 高橋正志 委員の着席を求めます。

（4番 高橋正志 委員 着席確認）

次に、申請番号95番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号12番 立柳優 委員の退席を求めます。

（12番 立柳優 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号95番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号95番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号95番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号12番 立柳優 委員の着席を求めます。

（12番 立柳優 委員 着席確認）

次に、申請番号104番と105番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号11番 藤村勇三 委員の退席を求めます。

（11番 藤村勇三 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号104番と105番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号104番と105番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号104番と105番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号11番 藤村勇三 委員の着席を求めます。

（11 番 藤村勇三 委員 着席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 43 番、95 番、104 番、105 番、157 番を除く議案第 6 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 43 番、95 番、104 番、105 番、157 番を除く議案第 6 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 43 番、95 番、104 番、105 番、157 番を除く議案第 6 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14 時 31 分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 2 年度第 9 回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年1月25日

会 長 _____

5 番 委 員 _____

7 番 委 員 _____

令和2年度

第9回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和2年12月25日（金）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 会期の決定
- 4 報 告
 - (1) 第9回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 5 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法の農地転用事業計画変更に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第5号 耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について
 - 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 6 閉 会